

# 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱

制定 令和6年6月19日 経本支第125号（局長決裁）

## （通 則）

第1条 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （目 的）

第2条 本補助金は、横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）及び平成27年3月31日まで横浜市中央卸売市場南部市場であった区画内の物流エリア（以下「南部物流エリア」という。）の事業者が、業務のデジタル化により業務効率を高めること、若しくは脱炭素化の取組により環境負荷軽減に寄与するとともに社会的要請に応え社会的評価を向上させることで、取引の継続、新規顧客の獲得、販路拡大、人材獲得の促進等の効果を生み出し、仲卸の経営基盤が強化され、ひいては横浜市中央卸売市場の活性化に寄与することを目的とする。

## （用語の定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例及び横浜市中央卸売市場条例（以下「市場条例」という。）の他、次の各号による。

### （1） 南部青果棟

南部物流エリアにあり、平成27年3月31日の中央卸売市場廃止まで青果部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

### （2） 南部水産棟

南部物流エリアにあり、平成27年3月31日の中央卸売市場廃止まで水産物部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

### （3） 中小企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する事業者をいう。

### （4） 市内中小企業

前号に該当する事業者であり、かつ、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者をいう。）である者をいう。

### （5） デジタル化

これまで用いてきたアナログ的手法をデジタル技術やツールに転換し、前条の目的を達成できる取組をいう。

## (6) 脱炭素化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことをいい、本補助金では省エネルギー設備の更新・導入を推進することにより脱炭素化に貢献するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、第1号又は第2号に該当する中小企業であり、市長が補助金の交付を適当と認めた者とする。ただし、個人事業者の場合は青色申告している者に限る。

#### (1) 本場

ア 青果部仲卸業者

イ 水産物部仲卸業者

ウ 関連事業者

エ アからウのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合又は管理責任者の定めがある団体。ただし、組合員又は団体構成員の4分の3以上がアからウのいずれかに該当していること。

#### (2) 南部物流エリア

ア 一般社団法人横浜南部市場管理協会の会員であり、南部青果棟の店舗を賃借して業務を営む事業者

イ 一般社団法人横浜南部市場管理協会の会員であり、南部水産棟の店舗を賃借して業務を営む事業者

ウ ア若しくはイのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合又は管理責任者の定めがある団体。ただし、組合員又は団体構成員の4分の3以上がア又はイのいずれかに該当していること。

2 申請者が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(1) 第7条第2項に規定する市長が定める公募の方法に規定された期限に法令並びに本市の条例及び規則等に違反し処分を受け、その処分期間が満了していない者又は補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したことにより市長が行った処分を受けてから1年を経過しない者であるとき。

なお、その処分が市長に対する戻入等の財産行為を伴う場合は、これが完了してから1年を経過していなければならない。

(2) 以下の市税を滞納している者であるとき。

ア 市民税（申請者が法人の場合は代表者を含む）

イ 固定資産税

ウ 都市計画税

エ 軽自動車税

(3) 市場条例第70条に規定する市場の使用料等を滞納している者であるとき。

(4) 市場条例に定められた報告書等がその提出期限を経過しているにも関わらず提出されていないとき。

(5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」）

という。)第2条第2号から第5号のいずれかの規定に該当する個人又は法人であるとき。

- (6) 暴力団排除条例第2条第3号から第5号のいずれかの規定に該当する者を申請者の業務に従事させているとき。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第2条に規定する目的に適合する事業として別表第1に規定する事業であり、デジタル化や脱炭素化により事業効率化や環境負荷軽減が認められるシステム・設備等への投資とする。

2 補助対象事業は、本場及び南部物流エリアにおいて行うシステム及び設備等への投資とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 申請のあった日の属する会計年度(以下「当該年度」という。)の2月末日までに事業が完了しない事業計画となっている事業
- (2) 申請事業に関係する法令、条例等に適合しない事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 市長が横浜市中心卸売市場の開設運営に支障が生じると判断した事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第2に規定する経費とする。

2 補助対象経費となる工事の請負、物品の購入、業務の委託等の契約は、市内中小企業との契約でなければならない。ただし、市内中小企業のいずれであっても請負、購入、委託等の債務を履行できない場合を除く。

3 補助対象とならない経費は、第7条第2項に規定するエントリーシート提出日の翌日より前に締結された契約に基づき支払いが行われる経費及び別表第3に掲げる補助対象とならない経費並びに補助対象事業実施のために間接的に支出する経費とする。

4 補助金の交付額は、第1項の補助対象経費に別表第1に定める補助率を乗じた額とする。ただし、補助金限度額は、100万円とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助金の対象となった経費は、本補助金の対象外経費とする。

6 前各項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の募集は公募により行うものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、市長が定める公募の方法に規定された期限までに様式1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート（以下「エントリーシート」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 一の事業者は二以上のエントリーシートを提出することができない。
- 4 複数の事業者が共同して一つの事業を行う場合は、エントリーシートに複数の事業者のうち一の事業者を管理責任者、他の事業者を共同事業者として記載、又は管理者の定めのある団体として申請書を提出しなければならない。  
なお、共同事業に参画する事業者が同一の回の募集について単独又は共同の別の事業について本補助金の交付申請することができることとするが、単独事業と共同事業を合わせたエントリー数は二までとする。
- 5 市長は提出されたエントリーシートを審査し、本補助金に適合することを確認した応募者に対しては様式1-1のエントリー内容確認書（以下「確認書」という。）を、適合しないことを確認した応募者に対しては様式1-2のエントリー内容不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を交付するものとする。
- 6 前項の不適合通知書の交付を受けた応募者は、不適合理由に該当する部分を補正したエントリーシートを市長が定める期限までに提出することで再審査を受けることができ、市長は再審査により本補助金に適合することを確認した応募者に対しては確認書を、適合しないことを確認した応募者に対しては不適合通知書を交付するものとする。ただし、再審査は1回までとする。
- 7 確認書の交付を受けた応募者は、交付を受けた日から30日以内に様式2の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、申請書を受理した場合には、第4条に定める補助金の交付対象となる要件、補助対象事業の目的、効果、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、これらが妥当と認めるときは交付を決定する。交付申請書の補助金の算定に誤りがあった時は、市長は期限を定めて申請書の修正を求めることができる。申請者がこの期限までに修正後の申請書を提出しなければ申請を取下げたものとみなす。

なお、申請書の誤りが軽微なものであり、かつ、補助金額変更の必要がない場合、市長は交付申請書の修正を求めず、自ら補正して補助金の交付を決定することができる。

- 2 本補助事業は予算額の範囲で実施するものとする。
- 3 補助対象事業に対する補助金額として算定された額の合計額が予算額を超えた場合、市長は算定された補助金額に対して按分による減額を行ったうえで補助金額を決定することができる。ただし、補助金額が50,000円以下の場合は按分の対象とはせず、按分により補助金額が50,000円を下回る場合は補助金額を50,000円とする。
- 4 市長は、前各項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、補助金の交付決定額、その他必要な事項を記載した様式2-7の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化

支援補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を交付するものとする。

- 5 市長は、第3項の規定により交付額を減額する場合、交付決定通知書にその理由を付さなければならない。
- 6 市長は、交付を決定した申請者に対し補助金交付のために本要綱に定める条件以外に必要となる条件を付すことができる。ただし、市長は交付決定通知書にその条件を明記しなければならない。
- 7 市長は、補助金の不交付を決定した者に対しては、不交付の理由を付した様式2-8の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書により不交付の決定を通知するものとする。

（申請の取下届、取消申請等）

第9条 交付決定通知書を受領した申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書に記載された補助金の交付額又は前条第6項の規定により付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書を受領日の翌日から起算して10日以内に様式3の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請取下届出書により、補助金交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
- 3 前条第3項の規定により、按分の方法により対象者の決定及び額の決定を行った募集の回に第1項の申請の取下げがあった場合、市長は新たな公募を行わず他の事業者に対する交付金額を増額する変更を様式3-1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書により行うことができるものとする。ただし、これにより増額する金額の合計額は交付決定が無かったこととなった金額の範囲内とする。
- 4 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象事業に着手できないこと又は第5条第3項第1号に該当することが明らかになった場合、速やかに市長に様式4の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出しなければならない。
- 5 市長が交付決定取消申請書に記載された理由が、交付決定者の責に帰することができないと認めた場合は交付決定取消申請をした交付決定者は以後の募集に応募することができるものとし、交付決定者の責に帰することができないと認められない場合は交付決定取消申請をした交付決定者は当該年度の募集に応募することができないものとし、市長はその旨を記載した様式4-1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消申請確認書を交付するものとする。

（変更等の承認申請）

第10条 交付決定者は、交付が決定した後に次の各号に掲げる事項の変更を行う必要が生じたときは、様式5の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認申請書（以下「変更申請書」という。）に変更後の様式2-1の事業計画書及び様式

2-2の事業費予算書を添付して市長に速やかに提出しなければならない。

(1) 事業の一部を中止するとき

(2) 補助対象経費が減少又は増加するとき（ただし、すでに補助上限額に達している場合を除く）

（変更等の承認及び通知）

第11条 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときはこれを承認し、様式5-1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書（以下「変更承認通知書」という。）を交付するものとする。

2 前条に該当する変更申請により補助金額を減額する必要がある場合は、市長は変更承認通知書に変更後の補助金額を記載するものとする。

3 前条第2号の規定により補助対象経費の増加についての変更承認申請を行った交付決定者については、原則として補助金の増額を行わないものとする。

4 市長は変更申請書の内容を審査した結果、補助対象事業の目的の達成が困難と認めたときはこの申請を承認せず、交付決定を取り消すことができるものとする。

（調査権等）

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定者若しくは本補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者又は補助金受給者に対し、これらに従って第5条第3項第1号に定める期日までに補助対象事業を遂行するよう、命じることができる。

3 市長は交付決定者又は補助金受給者が前項の命令に応じず、同者が補助金の目的を達成できないと認めたときは補助金交付決定を取り消し、期限を定めて支払い済みの額の戻入を求めるものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに様式6の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、別途市長が定めることとし、この日までに提出されない場合、市長は補助金を支払わない。

（補助金交付額の確定及び通知）

第14条 市長は、実績報告書を受領したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて、現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに

付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、交付決定額及び請求書提出期限等を記載した様式 6 - 3 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書（以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付及び請求）

第 15 条 補助金の交付は、原則として前条に規定する交付額の確定後とする。

- 2 交付額確定通知書の交付を受けた者は、様式 7 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 交付額確定通知書の交付を受けた者が交付額確定通知書に記載された日までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日を超えても提出しない場合、市長は交付決定を取消することができる。市長は交付決定を取り消した場合は補助金を支払わないものとする。

（決定の取消し及び通知）

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 25 条の規定に違反したとき。
  - (2) 第 4 条第 2 項各号に該当すると判明したとき。
  - (3) 前各号のほか、交付決定者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 14 条に規定する交付額の確定後においても適用する。
  - 3 市長は、第 1 項により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができる。
  - 4 市長は、第 1 項、第 11 条第 4 項、第 12 条第 3 項、第 15 条第 3 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは様式 6 - 4 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書により補助金の交付決定の取消しを対象者に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助金の交付決定後、大規模災害、戦争の発生等の事情の変更により予算の執行が不可能又は減額執行となったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し、交付決定額の変更等の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。この場合、市長は様式 6 - 5 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、第 16 条第 1 項の規定に基づき補助額の全部又は一部が取消された場合において、既に交付した補助金の額が取消しにより変更された後の交付決定額

を上回っているときは、交付した補助金の全部又は一部について、様式 8 の仲卸業者デジタル化・脱炭素化支援補助金返還請求書（以下「返還請求書」という。）により、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第 17 条の規定に基づき取消し又は変更をした場合において、既に交付した補助金の額が取消しにより変更された後の交付決定額を上回っているときは、交付した補助金の全部又は一部について、様式 8 の返還請求書により、その返還を命ずることができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大規模災害又は戦争等の発生により補助対象事業の継続に支障が生じ、自らがこれら事情への対応のための努力を行ったと市長が認めた場合、請求を行わないこととする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により返還を命ずる場合の納付期限は、市長が交付決定の取消し通知の受領を確認した日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

#### （事業成果の取扱い）

第 19 条 市長は、補助事業の目的を達成するために補助金交付後に交付決定者に対し、補助対象事業の成果について報告を求めることができる。

- 2 市長は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定者に通知した上で、補助金の交付を受けて行った補助対象事業の成果を市場の活性化に資するように利用することができる。ただし、補助対象事業の成果を第三者に提示、又は公表することで交付決定者が特定される場合は、その内容について交付決定者の承諾を得るものとする。

#### （財産の管理及び処分制限）

第 20 条 補助金受給者は、本補助金の交付対象事業のために取得し、又は効用の増加した固定資産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しようとする場合は、書面により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金受給者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の耐用年数の計算の起算日は対象となる減価償却資産の取得日とする。
- 3 市長はその管理期間中の当該財産の状況について、随時必要な報告を徴することができる。補助金受給者は報告しなければならない。報告を拒絶した場合、市長は第 16 条第 1 項第 3 号及び第 18 条の規定により補助金の返還を求めることができる。

#### （関係書類の保存期間）

第 21 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、支払いがあった日の属する年度の翌年度から 7 年とする。

#### （警察本部への照会）

第 22 条 市長は、必要に応じ、交付申請者について、第 4 条第 2 項第 5 号又は第 6 号の規定についての該当の有無を神奈川県警察本部長に対して照会することができることとし、補助金交付申請者はこの照会に必要な同意をしなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 14 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

【別表第1】補助対象事業及び補助率

事業区分	対象事例	補助率
1 デジタル化推進事業	①キャッシュレス決済システム導入 ②受発注管理、在庫管理、顧客管理等の営業事務を効率化するためのシステム導入 ③経理、会計、労務管理等の管理事務を効率化するためのシステム導入 ④営業事務と管理事務を連携させ、事務を効率化するためのシステム導入 ⑤効率的な販路拡大や販売効率の向上を目的としたECサイト等のエレクトリックコマースのためのシステム（以下「ECシステム」という。）の整備 ⑥その他、デジタル化により業務の効率化につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの	2分の1
2 脱炭素化推進事業（環境負荷軽減に資する事業）	次に掲げる、省エネルギー化に資する設備の導入。ただし、家庭用製品の導入は対象外とする。 ① クリーンエネルギー車両 市場内物流、市場外配送や顧客への訪問等、営業に使用するものに限る ② 業務用高効率空調 指定設備（※1）又はトップランナー基準を達成するもの（※2） ③ 業務用給湯器 指定設備（※1）又は潜熱回収型もしくはヒートポンプ式電気給湯器に更新するもの ④ 業務用冷凍・冷蔵設備 指定設備（※1）又はトップランナー基準を達成するもの（※2） ⑤ 制御機能付きLED照明の導入 指定設備（※1）又はトップランナー基準を達成するもの（※2） ⑥その他、脱炭素化により環境負荷軽減につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの	2分の1

※1 指定設備

経済産業省「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の「Ⅲ 設備単位型」において、「(C) 指定設備」として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの。

※2 トップランナー基準を達成

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき定められた令和6年2月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの。

【別表第2】補助対象経費

区 分	摘 要
固定資産取得費	設備購入費及びこれに伴う設置費、車両購入費（配送や顧客への訪問等、営業に使用するものに限る）、パソコン・タブレット端末及び関連機器購入費（ただし、システム導入と合わせて購入する場合に限る）、キャッシュレス端末購入費、その他事業実施に必要な機器等の購入費等（ただし、割賦販売契約の場合は、当該年度の2月分までを対象とする。）
工事請負費	補助対象事業実施のために必要となる店舗改修費、設備設置工事費及び店舗改修又は設備設置工事のために解体工事が必要となる時はその工事費
委託費	システム開発委託費、ECサイト作成委託費、ECシステム運営委託費用等（ただし、運営委託費用の場合は、当該年度の2月分までを対象とする。）
ファイナンスリース料	ファイナンスリース契約により導入した機器等の当該年度の2月分までのリース料
賃借料	補助金申請事業のために必要不可欠な機器であり、かつ、その賃貸借契約期間が1年以上のもの当該年度の2月分までの機器賃借料等（オペレーションリースを含む。）
加盟・登録料	サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料に係る費用等
ソフトウェア・クラウドサービス使用料	ソフトウェアやクラウドサービスの当該年度の2月分までの使用料
既存設備撤去・廃棄経費	買い替え等に伴う既存設備撤去・廃棄のための費用等

【別表第3】補助対象とならない経費

区 分	摘 要
公租公課	消費税及び地方消費税額、登録免許税等
手数料	口座振替手数料、振込手数料等
リース料、賃借料、使用料	令和7年3月以降の使用等に係るリース料、賃借料及びソフトウェア・クラウドサービス使用料

加盟・登録料	令和7年3月以降の使用等に係るサービス、ソフトウェア等の加盟・登録料に係る費用
保証・保険料	各種保証・保険料
修理・修繕料	修理・修繕にかかる費用
商 品	販売等を目的として取得したもの
備品・消耗品費	消耗品及び取得費が10万円以下の資産・備品の購入にかかる費用

【別表第4】 交付申請書 添付資料

	添付書類	備考
1	事業計画書	【様式2-1】
2	事業費予算書	【様式2-2】
3	事業者の履歴が分かる次の書類 ア 法人：履歴事項全部証明書 イ 個人：前年分の所得税に係る青色申告書及び消費税に係る申告書全部の写し	ア：発行日から3か月以内 イ：青色申告していない事業者は補助対象とならない
4	納税状況を証明する以下の書類 ①市民税関係 ア 法人 直近会計年度及び前年度の納税証明書 イ 個人 前年度分及び納期が到来している当該年度分の納税証明書 ②固定資産税及び都市計画税関連 前年度分及び納期が到来している当該年度分の納税証明書 ③軽自動車税 当該年度5月31日を納期とする軽自動車税の納税証明書	写しでも可  固定資産税及び都市計画税が賦課されていない場合はその旨の申述書  軽自動車税が賦課されていない場合はその旨の申述書
5	誓約書 ・法令、条例等規定により処分を受けていないことの誓約 ・国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助金対象となった経費を本補助金の対象経費として申請していないことの誓約	【様式2-3（法人用）】 【様式2-4（個人事業者用）】

6	暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書	【様式2-5（法人用）】 【様式2-6（個人事業者用）】
7	見積書 ① 契約ごとの補助対象経費の金額が100万円未満になるものについては、見積書等の写し ② 契約ごとの補助対象経費の金額が100万円以上1,000万円未満になるものについては、2者以上から徴収した見積書等の写し ③ 契約ごとの補助対象経費の金額が1,000万円以上になる場合は、3者以上から徴収した見積書等の写し又は5者以上の指名競争入札書の写し	・原則として市内中小企業から見積もりを徴収すること ・市内中小企業以外からの見積もりがある場合は、市内中小企業から見積もりを徴収できない理由書を添付すること ・①から③のいずれかの条件を満たせていないものがある場合は、この条件を満たせない理由書を添付すること
8	補助対象として認められるシステム・設備であることがわかる書類	仕様書、カタログ、システム概要書、トプランナー基準を満たしていることを説明する資料等
9	その他市長が必要と認めた書類	

【別表第5】実績報告書 添付書類

	添付書類	備考
1	事業成果報告書	【様式6-1】
2	事業収支報告書	【様式6-2】
3	契約書等（写）	・経費の内訳及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳が記載されたもの ・契約内容及び額に応じた適正な額の収入印紙が貼付消印してあること ・収入印紙貼付の見積書も可とする
4	納品書等（写）	事業の完了を確認できる書類
5	領収書等（写）	納品書に対応しており、支払日を確認できる書類
6	事業成果がわかる写真	購入機器等の設置状況を確認できる写真、導入設備の設置工事前後の写真、システムによる出力帳票等
7	その他市長が必要と認めた書類	

## 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート

提出日	年      月      日
法人名又は商号	
代表者名	

1 補助申請予定事業

補助対象事業 (いずれかに○)	1 デジタル化推進事業      2 脱炭素化推進事業
抱えている課題	
導入するシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (定量的な効果)	

2 事業期間

\_\_\_\_\_年    月    日                      ~                      年    月    日

3 補助申請予定事業に要する費用

(1) 補助申請予定事業に要する費用の見込み額【税抜き】

\_\_\_\_\_千円

(2) (1)の補助申請予定事業に要する費用のうち、補助対象費用の見込み額【税抜き】

\_\_\_\_\_千円

(3) (2)の見込み額のおよその内訳

	発注業務内容	発注予定先 上段：名称、下段：所在地 (※)	費用（千円） 【税抜き】
a			
b			
c			
d			
e			

※ 発注予定先や見積徴収予定先がある場合に記入してください。

4 補助対象費用となる設備等の発注先の確認

(1) 発注先は全て横浜市内中小企業か（a から c のうち該当するものを丸で囲んでください。）

- a すべて横浜市内中小企業に発注予定
- b 一部については横浜市内中小企業以外の事業者が発注予定
- c 発注先のすべてが横浜市内中小企業以外の事業者

(2) 前項(1)で「b」または「c」を選択した場合は、市内中小企業に発注できない理由を具体的に記入してください。

(注意) 横浜市内中小企業振興条例及び横浜市補助金規則の規定により、補助金の交付にあたっては、原則として横浜市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者に受注した業務であることとされているため、正当な理由なく横浜市内中小企業以外に発注した場合、この発注により発生した費用は、補助金の交付対象外の費用となります。

・理由

--

- 5 補助事業契約日が交付決定前になる（可能性含む）場合の理由  
下記にその理由を記載してください。

--

- 6 連絡担当者

氏名	電話番号	F A X 番号	e-mail アドレス

..... 以下は横浜市記入欄 .....

- ※ 確認を要する項目

--

横浜市の受付担当者氏名  
( )

【様式1-1】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

## エントリー内容確認書

年 月 日に提出されました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートにつきまして記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱に規定する補助対象者の資格及び補助対象事業に該当することを確認しましたので、通知します。

1 補助対象者の資格

2 補助対象事業

3 補助対象事業概算額

\_\_\_\_\_円

4 その他

(1) 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書提出期限

本確認書の発行日から30日以内に仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書を提出することとなっていますので、次の期限までに提出してください。期限までに提出されなかった場合は、エントリーシートの提出がなかったものとされることがあります。

年 月 日午後5時まで

(2) 補助金交付額

提出された仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書を精査して、交付額の決定を行いますので、交付額を決定する基準となる対象事業費は本確認書記載の補助対象事業概算額と異なる可能性があります。

【様式1-2】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

## エントリー内容不適合通知書

年 月 日に提出されました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートにつきまして記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）に規定する対象者の資格及び対象事業に適合しないことを確認しましたので、要綱第7条第5項の規定により通知します。

### 1 不適合の具体的理由

### 2 エントリーシートの再提出について

本通知書の交付を受けた応募者は、要綱第7条第6項に規定により、不適合の具体的理由に該当する部分を補正したエントリーシートを市長が定める下記期限までに提出することで再審査を受けることができます。ただし、再審査は1回までとします。

再審査を希望する場合のエントリーシート提出期限

\_\_\_\_年 月 日（ ）

【様式 2】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金 交付申請書

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第7条第7項に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱を遵守します。

1 補助申請事業（いずれかに○）

- 1 デジタル化推進事業                      2 脱炭素化推進事業

2 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額【税抜き】

※様式【2-2】事業費予算書より転記してください。

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助対象事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式2-1）
- (2) 事業費予算書（様式2-2）
- (3) 事業者の履歴が分かる書類
- (4) 納税状況を証明する書類（写しでも可）
- (5) 誓約書（様式2-3）又は（様式2-4）
- (6) 暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書（様式2-5又は様式2-6）
- (7) 見積書
- (8) 補助対象と認められるシステム・設備であることがわかる書類
- (9) その他市長が必要と認めた書類

【様式 2 - 1】

事業計画書

年 月 日

横 浜 市 長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり事業計画書を提出します。

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

<p>抱えている課題 ※脱炭素化推進事業の場合 は既存設備の製造年式、購 入年月等を記載すること</p>	
<p>導入するシステム または設備の名称、 製品番号等</p>	
<p>システム又は 設備の概要</p>	
<p>今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (定量的な効果)</p>	

## 事業費予算書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
<b>補助対象経費</b>			
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
値引きがあった場合は、右欄にその額を記載してください。			
<b>【補助対象経費】合計《ア》</b> 計算式：(1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7) ※値引きがあった場合は、その額を引いてください。			
<b>補助対象外経費（要綱第6条第3項に該当する経費は、こちらに記載してください。）</b>			
8.			
9.			
10.			
<b>【補助対象外経費】合計《イ》</b> 計算式：8 + 9 + 10			
<b>総事業費</b> 計算式：【補助対象経費】合計《ア》 + 【補助対象外経費】合計《イ》			

2 補助金交付申請額の算出

【補助対象経費】合計《ア》

補助金交付申請額 (★)

× 1/2 =

※千円未満は切り捨て

※補助金限度額は100万円

【様式 2 - 3】

誓約書（法人用）

年 月 日

横浜市長

所在地

法人名

代表者氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、当法人が次に掲げるすべての事項について確認し、誓約します。

誓 約 事 項	チェック欄
1 法令並びに本市の条例及び規則等に違反し処分を受けその処分期間が満了していない者又は補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したことにより市長から行った処分を受けてから1年を経過しない者ではありません。 （仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第4条第2項第1号）	
2 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助金の対象となった経費は、本補助金の対象経費に算出していません。 （仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第6条第5項）	

誓約書  
(個人事業者用)

年 月 日

横浜市長

住所  
商号  
事業主氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、私が次に掲げるすべての事項について確認し、誓約します。

誓 約 事 項	チェック欄
1 法令並びに本市の条例及び規則等に違反し処分を受けその処分期間が満了していない者又は補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したことにより市長から行った処分を受けてから1年を経過しない者ではありません。 (仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第4条第2項第1号)	
2 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助金の対象となった経費は、本補助金の対象経費に算出していません。 (仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第6条第5項)	



【様式 2 - 6】

暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する  
神奈川県警察本部長への照会の同意書（個人事業者用）

年 月 日

横浜市長

住所  
商号  
事業主氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、私が暴力団関係者でないことを誓約するとともに、市長が横浜市暴力団排除条例第8条に基づき私及び私が経営する事業における責任者が暴力団関係者でないことを確認するため、神奈川県警察本部長に次表に記載された情報を提供することにより、このことを照会することについて同意します。

なお、記載された全員にこの趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
事業主			T S H . .		
店舗等の 責任者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

【様式 2-7】

第 号  
年 月 日

(会社名)  
(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付金額

\_\_\_\_\_ 円 (不課税)

2 実績報告書提出期限

年 月 日 ( )

3 請求書提出期限

年 月 日 ( )

4 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則 (以下、「規則」という。) 第7条第1項第1号から第3号に定める条件その他、規則及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱 (以下、「要綱」という) の定めに従ってください。
- (2) この補助金は、事業計画書に記載された事業の実施内容のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、管理及び処分の制限を受けます。
- (4) 事業終了後は、要綱第13条に規定する実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定します。このため確定額は、「1 補助金交付金額」に記載の金額を下回る場合があります。
- (5) 剰余金が生じたときは、速やかに市長へ報告し、返還手続きをしてください。
- (6) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求められることがあります。
- (7) この補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行います。

5 減額理由 (減額した場合のみ)

【様式2-8】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

**仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書**

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付については、審査の結果、次の理由により交付しないことに決定しましたので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第8条第7項の規定により通知します。

不交付理由

【様式 3】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

## 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

### 交付申請取下届出書

年 月 日 第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第9条第1項の規定に基づき申請を取り下げます。

取下げ理由

【様式3-1】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書

年 月 日第 号で交付決定しました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化補助金については、次の理由により交付金額を増額することとなりましたので通知します。

- 1 当初の交付決定額 円
- 2 増額決定後の交付決定額 円
- 3 理由

【様式 4】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金  
交付決定取消申請書

年 月 日第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、以下の理由により交付決定の取消しを申請します。

1 取消申請の理由（該当する理由を選択してください。）

- ・補助対象事業に着手することができなくなったため
- ・仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 5 条第 3 項第 1 号に該当することが明らかになったため
- ・その他

2 1 で選択した理由の具体的な説明

--

【様式4-1】

第 号  
年 月 日

(会社名)  
(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金  
交付決定取消申請確認書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の  
交付決定取消申請については、内容を確認し、交付決定者の責に帰することが  
(できる・できない) 事由により取り消すことを承認しましたので、仲卸業者等デジ  
タル化・脱炭素化支援補助金要綱第9条第5項の規定により通知します。

【様式 5】

年 月 日

(申請先)  
横 浜 市 長

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

交付変更承認申請書

年 月 日第 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 10 条の規定により申請します。

1 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

2 変更の理由

--

【様式5-1】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る変更について、次のとおり承認します。

- 1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日第 号

- 2 変更の内容

変更前	変更後

【様式6】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金  
実績報告書

年 月 日 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助対象事業（いずれかに○）

- 1 デジタル化推進事業                      2 脱炭素化推進事業

2 補助対象事業完了日

年 月 日

3 補助金交付申請額

円

4 添付書類

- (1) 事業成果報告書（様式6-1）  
(2) 事業収支報告書（様式6-2）  
(3) 契約書等（写）  
(4) 納品書等（写）  
(5) 領収書等（写）  
(6) 事業成果がわかる写真  
(7) その他市長が必要と認めた書類

【様式6-1】

## 事業成果報告書

年 月 日

横浜市 長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について、次のとおり事業成果を報告します。

申込人：所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

抱えていた課題	
導入したシステム 又は設備の名称、製品 番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又は 脱炭素化の取組に よる効果 (定量的な効果)	

## 事業収支報告書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
<b>補助対象経費</b>			
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
値引きがあった場合は、右欄にその額を記載してください。			
<b>【補助対象経費】合計《ア》</b> 計算式：(1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7) ※値引きがあった場合は、その額を引いてください。			
<b>補助対象外経費（要綱第6条第3項に該当する経費は、こちらに記載してください。）</b>			
8.			
9.			
10.			
<b>【補助対象外経費】合計《イ》</b> 計算式：8 + 9 + 10			
<b>総事業費</b> 計算式：【補助対象経費】合計《ア》 + 【補助対象外経費】合計《イ》			

2 補助金交付申請額の算出

【補助対象経費】合計《ア》

補助金交付申請額 (★)

× 1/2 =

※千円未満は切り捨て

※補助金限度額は100万円

なお、交付決定額を上回ることはできません。

【様式 6 - 3】

第 号  
年 月 日

(会社名)  
(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出がありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次のとおり額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円 (不課税)
- 2 補助金請求書提出期限 年 月 日

(注意) 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 15 条第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 30 日までに適正な請求書が提出されなかった場合は、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

第 15 条第 3 項

交付額確定通知書の交付を受けた者が交付額確定通知書に記載された日までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日を超えても提出しない場合、市長は交付決定を取消すことができる。市長は交付決定を取り消した場合は補助金を支払わないものとする。

【様式6-4】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

### 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日第 号で交付しました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので通知します。

取消しの内容、根拠及び具体的理由

1 取消しの対象

取消金額 円 (取消しの全部・一部)

2 根拠

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 条第 項

3 具体的理由

【様式6-5】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金  
交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書

年 月 日 第 号で交付しました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次の理由により補助決定を（取り消す・変更する）こととしたので通知します。

(取消し・変更) の理由

【様式7】

年 月 日

(請求先)

横 浜 市 長

申請者 所在地又は住所  
法人名又は商号  
代表者名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金について、上記の金額を請求します。

なお、補助金は、次の口座に振り込み願います。

金融機関・店舗名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 法人の場合は法人名義の口座と指定することとし、個人事業者の場合は、事業主名義の口座とする。使用人である店長等の名義の口座は指定できない。

【様式8】

第 号  
年 月 日

(会社名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者デジタル化・脱炭素化支援補助金返還請求書

年 月 日第 号で交付決定の（取消し・変更）を行った仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金につきましては、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第18条の規定により、次のとおり返還を請求します。

返 還 請 求 額	円 ※横浜市補助金等の交付に関する規則第21条の規定に基づき、加算金及び延滞金が発生した場合は別途請求があります。
納 付 期 限	年 月 日
納 付 方 法	添付する納入通知書による。
備 考	